

政治資金監査マニュアル
(政治資金監査に関する具体的な指針)

平成 20 年 10 月
政治資金適正化委員会

は じ め に

～政治資金監査マニュアルの運用に当たって～

昨年、事務所費や光熱水費等の政治団体の支出について様々な報道・批判が行われ、政治資金の使途に対する国民の政治不信が高まったことを受け、第168回国会（臨時国会）では、与野党間での精力的な協議の結果、国会議員が関係する政治団体を明確にした上で、これに該当する政治団体に対して登録政治資金監査人による政治資金監査を義務付けること等を内容とする政治資金規正法の改正案が可決・成立し、平成20年4月1日、政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の策定等を所掌する政治資金適正化委員会が総務省に設置された。

これを受けて、今般、政治資金適正化委員会において策定した政治資金監査マニュアルは、「登録政治資金監査人の行う政治資金監査の質の確保と政治資金監査業務の一般化・標準化を図るもの」であり、登録政治資金監査人は、本マニュアルに基づいて政治資金監査を実施することが求められるものである。

本マニュアルは、改正法の目的でもある政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に対する国民の要請に応えると同時に、政治資金監査制度の円滑な導入・運用を図るには登録政治資金監査人の責任と負担にも留意することが必要であるということを踏まえ、様々な観点から議論を深めつつ、政治資金適正化委員会発足後概ね半年という限られた期間の中でとりまとめたものである。政治資金監査が行われるのは一般的には平成22年1月以降であるが、国会議員関係政治団体の届出が平成20年10月から行われ、当該団体においては平成21年1月からすべての支出について領収書等の徴収・保存義務が課されること等から、事前に政治資金監査の内容を明らかにすることが必要であるとの判断によるものである。

しかしながら、政治資金監査制度は、世界にも類を見ない制度と言われており、登録政治資金監査人となる弁護士、公認会計士、税理士にとって初めてであるだけでなく、政治資金監査を受ける政治団体にとっても全くの新しい試みであり、法改正後、実際に政治資金監査が行われるまで一定の期間があるとはいえ、実務面で双方が遺漏なく対応するためには相当の準備を要するものと思われる。

このような中で、本マニュアルについては、各士業団体や政党・政治団体等からのご意見も踏まえ、現時点で考え得る限りの検討を尽くしたところであるが、実際の運用に際しては、本マニュアルが想定しない様々な場面に直面することも考えられるところである。

したがって、今後、政治資金適正化委員会においては、実際に政治資金監査が行われる前の段階から、本マニュアルに関して政治資金適正化委員会に寄せられた質問、意見等については、できる限り速やかに検討を行い、見解を明らかにしていくこととしている。また、政治資金監査制度の運用状況を慎重に見極めながら、本マニュアルに定める手続きが実際の運用にそぐわない場合などには、必要に応じ本マニュアルの見直しを図り、その内容に改善を加えていくことが必要であり、このことが政治資金監査制度の定着に資するものと考えている。

平成20年10月

政治資金適正化委員会

委員長 上 田 廣 一

池 田 隼 啓

小見山 満

谷 口 将 紀

牧之内 隆 久

目 次

政治資金監査に関する具体的な指針	1
I. 政治資金監査の目的	3
1. 政治資金規正法の目的・基本理念	3
2. 今般の政治資金規正法改正の経緯	3
3. 政治資金監査の基本的性格	4
4. 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の位置付け	5
II. 登録政治資金監査人	6
1. 登録政治資金監査人の資格	6
(1) 資格	6
(2) 業務制限	7
2. 登録政治資金監査人の職務	7
3. 登録政治資金監査人の責任	8
III. 国会議員関係政治団体	9
1. 国会議員関係政治団体の定義	9
2. 国会議員関係政治団体の会計責任者の責務	9
IV. 政治資金監査指針	11
1. 一般監査指針	11
(1) 一般的な留意事項	11
(2) 調査方法	11
(3) 政治資金監査契約の締結	11
(4) 政治資金監査の事前準備	12
2. 個別監査指針	13
(1) 法第19条の13第2項第1号に掲げる事項	13
(2) 法第19条の13第2項第2号に掲げる事項	13
(3) 法第19条の13第2項第3号に掲げる事項	14
(4) 法第19条の13第2項第4号に掲げる事項	15
(5) 会計責任者等に対するヒアリング	15
V. 政治資金監査報告書	17
1. 政治資金監査報告書の記載事項	17
2. 政治資金監査報告書作成に当たっての留意事項	17

政治資金監査実施要領	19
Ⅰ. 政治団体の区分に異動があった場合の留意事項	21
Ⅱ. 政治資金監査契約締結に当たっての留意事項	22
1. 政治資金監査契約	22
2. 契約書において規定すべき事項	22
(1) 一般的事項	22
(2) 登録政治資金監査人及び国会議員関係政治団体の責任	23
(3) 秘密保持義務	24
(4) 使用人等の監督等	24
(5) 契約の解除	24
3. 政治資金監査契約に係る留意事項	24
Ⅲ. 領収書等の確認に当たっての留意事項	25
1. 領収書等の記載事項の確認	25
2. 領収書等のあて名等の確認	25
(1) あて名の確認	25
(2) 訂正等の確認	26
Ⅳ. 会計責任者等に対するヒアリングに当たっての留意事項	27
1. 会計責任者等に対するヒアリングの意義・目的	27
2. ヒアリング事項	27
3. ヒアリングの実施方法	28
4. その他の留意事項	29
Ⅴ. 領収書等を徴し難い事情の具体例	30
Ⅵ. 政治資金監査報告書記載要領	31
1. 政治資金監査報告書の記載事項	31
2. 政治資金監査報告書作成に当たっての留意事項	31
3. 政治資金監査報告書記載例	32
(1) 監査事項について確認できないものがない場合	32
(2) 会計帳簿に記載不備がある場合	34
(3) 領収書等の徴収漏れ又は亡失等がある場合	36

※ 本実施要領は、政治資金監査を行うに当たっての各種の留意事項をとりまとめたものであり、「政治資金監査に関する具体的な指針」の一部を構成するものである。